

別記様式(第4条関係)

## 随意契約結果一覧

所属(課名) 市民税 課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和3年度個人市民税当初賦課業務委託	令和3年4月1日	株式会社 松阪電子計算センター	34,942,322	34,941,500	現在稼働している各業務内のデータについては、全て松阪市のものですが、システムのアプリケーション部分は(株)松阪電子計算センターに著作権があります。既に導入した各パッケージソフトを当市が業務に即したカスタマイズをしたうえで、現在運営していますが、各業務とも制度改正が頻繁であるとともに、直接市民との関係が密接な部署であるため、過去の経過等が非常に重要な業務であります。そのため、既存ソフトへの反映及び改修後の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があることから、そのことが可能な当該業者に委託したいことと、この業務を毎年入札により業者決定した場合、メーカーによってはデータの互換性がなく全てを手入力することが考えられ、その場合、全てを再構築する必要が生じるためです。	有	
令和3年度個人市民税月例更正業務委託	令和3年4月1日	株式会社 松阪電子計算センター	8,870,263	8,869,300	当該業者に関しては、既に国民健康保険、後期高齢者医療業務、固定資産税、市民税、収納及び介護保険の業務を始め、当市において数多くの実績があり各種のノウハウや守秘義務においても充分信頼できるものと考えます。	有	
令和3年度軽自動車税当初賦課業務委託	令和3年4月1日	株式会社 松阪電子計算センター	8,565,756	8,565,700	よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号の規定に基づき、随意契約としたい。	有	
令和3年度eL-TAXシステムASP使用料	令和3年4月1日	株式会社 日立システムズ中部支社	6,090,480	6,090,480		有	
令和3年度法人市民税申告事務システム運用作業	令和3年4月1日	株式会社 松阪電子計算センター	871,728	871,200		無	
令和3年度eL-TAX運用に伴うe-ADシステム使用料	令和3年4月1日	株式会社 松阪電子計算センター	4,790,280	4,790,280		無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和3年度コンビニ交付システム工程試験支援業務委託料	令和3年4月1日	株式会社 松阪電子計算センター	710,600	710,600	<p>地方税法改正による証明書様式変更に伴い、工程試験を実施する業務委託で、既存システム保守業務委託業者である株式会社松阪電子計算センターしか作業を行えないためです。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約としたい。</p>	無	